

## ■ 受入計画 オンライン申請添付書類一覧

書類 No.	書類名
1	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請日より3カ月以内発行のもの）
2	建設業許可証（有効期限内のもの）
3	常勤職員数を明らかにする文書（社会保険加入の確認書類）
4	建設キャリアアップシステムの事業者IDを確認する書類
5	特定技能外国人受入事業実施法人に加入していることを証する書類（会員証明書）
6	代理権を有することを証する書類（代理申請を行う場合のみ）
7	ハローワークで求人した際の求人票（申請日から直近1年以内。建築・土木の作業員の募集であること）
8	同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬であることの説明書（国土交通省ホームページからダウンロード）
9	就業規則及び賃金規程（労働基準監督署に提出したものの写し。常時10人以上の労働者を使用していない企業にあって、これらを作成していない場合には提出不要）
10	同等の技能を有する日本人の賃金台帳（直近1年分。賞与を含む。）
11	同等の技能を有する日本人の実務経験年数を証明する書類（経歴書等。様式任意）
12	特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し（全員分）
13	時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）、変形労働時間に係る協定書、協定届、年間カレンダー（有効期限内のもの）
14	雇用契約に係る重要事項事前説明書（告示様式第2）（全員分）
15	建設キャリアアップシステムの技能者IDを確認する書類

○書類No. 5「会員証明書」については、全日本漁港建設協会が当協会会員に会員証明書を発行します。

○書類No. 8「同等額以上の報酬であることの説明書」の記載にあたり、特定技能雇用契約に係る賃金支払い基準（建設分野）は、次のとおりです。

- ・ 社内の同等技能の日本人技能者との比較  
⇒ 経験年数の差で賃金に格差を設けることは可能だが、日本語能力を理由とした賃金の差別は認められない。最低賃金レベルは×
- ・ 同一圏域における建設技能者の賃金水準と均衡を失っていないこと  
⇒ 各都道府県労働局において公表されているハローワークの求人求職賃金を参考に記載
- ・ 大都市圏その他特定の地域への集中を防止する観点から、全国の賃金水準との比較も考慮

※この他、同一企業内で受入実績のある技能実習生及び外国人建設就労者との比較の観点からも審査が行われます。